

## 石川県暴力団排除条例 について(本年8月1日施行)

### ～事業者による利益の供与の禁止の具体例～



条例では、次のような事業者による暴力団員等に対する利益の供与が禁止されます。

※「事業者」・・・事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。

※「暴力団員等」・・・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

#### 第10条第1項

暴力団の威力を利用する目的、又は威力を利用したことに関して利益の供与をすること。

例えば・・・①事業者が暴力団員に対して用心棒料を支払うこと。

②建設業者が、建設工事に伴う諸対策を暴力団に依頼して、その見返りに暴力団に金品を提供すること。

勧告・公表

#### 第10条第2項

暴力団の活動又は運営に協力する目的で相当の対償のない利益の供与をすること。

※「相当の対償のない利益の供与」・・・格安で物品を販売すること、不当に多額の金銭を支払うこと等。

例えば・・・①事業者が暴力団員に対して言われるがままにみかじめ料を支払うこと。

(※要求された場合はすぐに警察に相談して下さい)

②事業者が暴力団組長の還暦祝いや出所祝い等のために、ご祝儀を渡すこと。

③ガソリンスタンド業者が、暴力団の活動に協力する目的で、暴力団員の車両を無料で洗車すること。

勧告・公表

#### 第10条第3項

暴力団の活動を助長し、又は運営に資することを知りながら利益の供与をすること。

例えば・・・①事業者が、暴力団員が資金獲得のために行う襲名披露式やディナーショー等であることを知りながら、会場を貸し出すこと。

②印刷業者が暴力団であることを知りながら、暴力団の名刺、破門状等の注文を受けて、作成販売すること。

③内装業者が暴力団事務所であることを知りながら、暴力団事務所の壁紙を張り替える等の修繕をすること。

一般禁止

#### 条例に関するお問い合わせ先

石川県警察本部刑事部組織犯罪対策課 暴力団対策係  
電話076-225-0110 (内線4593/4594)

